

# お知らせ

## 職員募集

児童福祉事務嘱託員募集  
募集人員 2名

雇用期間 4月1日～平成20年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)  
勤務時間 月128時間以内(週5日勤務)

受験資格 簡単なパソコン操作のできる方

試験の方法 面接(日時未定) 申込み ①2月19日～23日の間に、本人が履歴書(写真貼付)を持参のうえ、直接、文書職員課人事係へ。

②電子申請による申込みは福生市ホームページをご覧ください。  
パートタイマー募集  
4月から市の学校給食センターで調理をしていただく方を募集します。

職種 学校給食調理業務  
募集人員 若干名  
応募資格 市内在住で健康な方

## 納期内納税にご協力を!

●今月は固定資産税・都市計画税(第4期)、国民健康保険税(第6期)、介護保険料(第6期)の納期です。

●口座振替を利用されている方へ  
指定の預金口座から《2月28日(水)》に自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

●納め忘れはありませんか  
次のとおり納期限は過ぎています。

- ◎市・都民税(第1期～4期)
- ◎固定資産税・都市計画税(第1期～3期)
- ◎軽自動車税(全期)
- ◎国民健康保険税(第1期～5期)
- ◎介護保険料(第1期～5期)



## 3月は《納税推進》強化月間

3月は納税推進強化月間です。市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納している、督促書等により納税のお願いをしてきたにもかかわらず、全く応じてもらえない方を対象に自宅等の訪問を実施します。

納め忘れていた方や、滞納されている方は、至急納めるよう、お願いします。

問合せ 収納課 収納係

賃金時給 910円  
勤務時間 給食稼働日の午前8時から正午まで(場合により午後勤務あり)

試験方法 面接(日時未定)

申込み 2月19日～23日午前9時～午後4時(土曜・日曜及び祝日を除く)の間に本人が履歴書(自筆で記入し、最近撮影した写真を貼付したもの)を持参のうえ直接、学校給食課給食第一係(第三小学校裏)へ。 ☎51・1344

## 税の申告はお早めに

### 市・都民税の申告 所得税の確定申告

別表の期間・場所・時間で、相談・受付します。3月になりますと、相談会場が混雑しますので、お早めに申告してください。

問合せ 確定申告は青梅税務署 ☎0428・22・3185  
市・都民税の申告は課税課市民税係

確定申告書の作成は、申告書はご自分で記入、

または、国税庁・東京国税局のホームページを活用し、作成してください。  
国税庁ホームページ  
http://www.nta.go.jp  
東京国税局ホームページ  
http://www.tokyo.nta.go.jp

※白黒(モノクロ)で打出した申告書の提出も可能です。申告書は郵送での提出もできます。控えが必要な方は返信用封筒と切手を同封してください。

送付先 青梅税務署  
☎198-8530 青梅市東青梅4-13-4  
●税理士会による無料申告相談にお越しの方へ  
事業所得者、不動産・営業収入の方は、収支内訳書を記入・作成し、また、医療費控除の方は、病院ごと等に領収書を集計のうえ、お越しください。

●次の方は市・都民税の申告が必要です  
ご自分の扶養親族にもなっていない方、扶養親族

次の方は市・都民税の申告が必要です  
ご自分の扶養親族にもなっていない方、扶養親族

確定申告、市・都民税の相談受付会場				市職員	税務署員	税理士会
相談日	会場	受付時間		◎	◎	◎
2月 16日(金)～28日(水)	商工会館3階	9:00～11:30, 13:00～15:30				
18日(日)特別開庁	青梅税務署	9:00～11:30, 13:00～16:00	◎			
25日(日)特別開庁	青梅税務署	9:00～11:30, 13:00～16:00	◎			
3月 1日(木)～15日(木)	商工会館2階	9:00～11:30, 13:00～16:00				◎

相談受付は土曜・日曜・祝日を除きます。また福生市の会場は、新庁舎建設中のため、駐車場の対応ができません。徒歩または、自転車でお越しください。車で来庁される方は、市営福生西口駐車場(有料)をご利用ください。

【譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談】青梅税務署でご相談ください。  
【住宅借入金等の還付申告の方】青梅税務署でご相談ください。  
【事業所得者の方】収支報告書を記入・作成のうえ、税務署員、税理士会の相談日にお越しください。  
【青梅税務署の相談・受付】2月16日から3月15日まで相談・受付しています。(JR青梅線 河辺駅南口下車 徒歩6分)  
【年金・給与収入のみの確定申告の方へ】  
税理士会の相談日は混雑が予想されますので、税理士会の相談日を避け、市職員のみ、市・都民税の相談日(なるべく3月10日まで)にも相談・受付しますので、お越しください。

## 国民健康保険料の納付には お得な口座振替を

口座振替には、4月から翌年3月までの1年分の保険料をまとめて納付することにより、3,550円が割引になる前納制度があります。また、通常、その月の国民年金保険料は翌月末に指定口座より引き落としとなりますが、当月末に納付することによって月々の保険料が50円割引になる早割制度もあります。

1年分の前納制度、4月分からの早割制度を希望される場合は、申し出が必要です。なお、振替口座の確認等に1か月程度かかることがありますので、確実に口座振替を行うためには、2月中の手続きをお願いします(3月になりますと、口座振替が間に合わない場合があります)。手続きは、郵便局など各金融機関の窓口、または社会保険事務所へ。  
問合せ 立川社会保険事務所 ☎523・0351

今年度に行われた主な改正は次のとおりです。  
①入院時における食事負担を1日単位から1食単位へ変更(平成18年4月1日か

●一部税率を改定します  
広報ふっさ12月15日号で

国民健康保険の運営には被保険者の皆さんの「互助の精神」の実践が大切です。

年金証書は、年金受給者の証としてご本人に交付され、手続きの際には、必要となる大切なものです。万が一、年金証書を紛失、またはき損をされた場合には、再交付の手続きが必要です。社会保険事務所または市役所の保険年金課で配布している「年金証書再交付申請書」に必要事項を記載し、社会保険事務所へ提出してください(き損の場合は、年金証書を添付してください)。  
なお、ご本人以外の方が申請する場合には、委任状と委任を受けた方の身分証明書をご持参ください。  
問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 または立川社会保険事務所 ☎523・0351